

令和5年度 第9回農業委員会総会 (5.11.21)
開 会 午後2時00分 小平市役所 6階 601会議室

議 長～ ただいまから、令和5年度・第9回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めていただくよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ございませ
んか。

全 員～ 異議なし。

議 長～ 9番 村野委員、10番 滝島委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長～ 1番 申 請 者
以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局～ 1番につきましては、生産緑地において買取申出理由の生じた者が、農業の主たる
従事者に該当することの証明発行の依頼によるものでございます。
現地調査につきましては、11月15日午前に14番酒井委員、13番加藤委員及
び事務局とで行っております。

1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、トウガンが作付けされていました。問題ございません。

議 長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、以上1件を従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長～	2番	申 請 者
	3番	申 請 者
	4番	申 請 者
	5番	申 請 者
	6番	申 請 者
	7番	申 請 者

8番 申請者

9番 申請者

以上8件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番から9番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、11月15日午前14番酒井委員、13番加藤委員及び事務局、同日午後1番竹内委員、3番川島委員及び事務局とで行っております。

2番

現地案内図は、2ページ及び3ページ、2番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ナス、サトイモが作付けされておりました。
綺麗に管理されており、問題ございません。

事務局～ 3番

現地案内図は、4ページ、3番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、モミジ、ツバキ、ソヨゴといった植木が植えられており、下草もなく、
管理された畑でした。問題ございません。

事務局～ 4番

現地案内図は、5ページ、4番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、ブロッコリー、カリフラワー、ハクサイ、ダイコン、ニンジン、コマ
ツナ等多品目の野菜が作付けされておりました。綺麗に管理されており、問題ご
ざいませぬ。

事務局～ 5番

現地案内図は、6ページ、5番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ミカン、サクランボ、ユズ等の果樹と、ネギ、ブロッコリー、ダイコ
ンが作付けされておりました。下草もなく、綺麗に管理されており問題ございま
せぬ。

事務局～ 6番

現地案内図は、7ページ、6番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、クリ、カキ、キウイが作付けされていました。問題ございません。

事務局～ 7番

現地案内図は、8ページ及び9ページ、7番です。

14番酒井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

14番酒井委員～ 現地は、ブロッコリー、ネギ、サトイモ、トウモロコシ、ハクサイ、ブドウ、カキ、クリが作付けされていました。問題ございません。

事務局～ 8番

現地案内図は、10ページ、8番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ネギ、ダイコン、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリーがさくつけられていました。とても綺麗に管理された畑で問題ございません。

事務局～ 9番

現地案内図は、11ページ及び12ページ、9番です。

1番竹内委員から調査結果の報告をお願いいたします。

1番竹内委員～ 現地は、ハクサイ、ネギ、ホウレンソウが作付けされていました。問題ございません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上8件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

第3号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく申請の件

議長～ 10番 申請者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 10番につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る農地の貸借のための事業計画審議の依頼によるものでございます。

現地調査につきましては、11月15日午前に14番酒井委員、13番加藤委員及び事務局とで行っております。

10番

現地案内図は、13ページ、10番です。

14番酒井委員～ 現地は、サツマイモの収穫が終わり、今後は春菊を作付けするとのことで問題
ございません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件につきまして、事業計画決定といたします。
以上が今月の議案でございます。
次に、10月11日から11月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議 長 ～ 11番 申 請 者

以上1件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 11番

現地案内図は、14ページ及び15ページ、11番です。

現地調査につきましては、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を11月15日をもって
行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ ないようですので、専決処理に伴う農地法第3条の3第1項の規定による届出の報
告を終わります。

第2号 農地転用のための届出の件 (法第4条)

議 長 ～ 12番 申 請 者

13番 申 請 者

14番 申 請 者

15番 申 請 者

16番 申 請 者

17番 申 請 者

以上6件について、議案書のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第4条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。
なお、15番と16番は関連しておりますので、まとめて報告いたします。

事務局～ 12番
現地案内図は、16ページ、12番です。
転用目的は老人ホームです。現況は宅地でございます。

事務局～ 13番
現地案内図は、17ページ、13番です。
転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

事務局～ 14番
現地案内図は、18ページ、14番です。
転用目的は専用住宅及び駐車場です。現況は宅地及び駐車場でございます。

事務局～ 15番
16番
現地案内図は、19ページ、15番及び16番です。
転用目的は専用住宅です。現況は宅地でございます。

事務局～ 17番
現地案内図は、20ページ、17番です。
転用目的は専用住宅です。現況は畑でございます。

以上6件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月25日及び11月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、専決処理に伴う4条転用の報告を終わります。

第3号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第5条)

議長～

18番 譲受人
譲渡人

19番 譲受人
譲渡人

- 20番 譲受人
譲渡人
- 21番 譲受人
譲渡人
- 22番 譲受人
譲渡人

以上5件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 今回報告の法第5条の届出に関しまして、所有者への意思確認及び現地調査につきましては、事務局及び調査担当委員にて行っております。また、届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実があるもの、過去に転用届けがあるものにつきましては、全て理由書を添付していただきました。

18番

現地案内図は21ページ、18番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

19番

現地案内図は22ページ、19番です。

転用目的は資材置場で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

20番

現地案内図は23ページ、20番です。

転用目的は保育園園庭で、権利の内容は所有権の移転です。現況は畑でございます。

21番

現地案内図は24ページ、21番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。現況は宅地でございます。

22番

現地案内図は25ページ、22番です。

転用目的は住宅敷地増で、権利の内容は所有権の移転です。現況は更地でございます。

以上5件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を10月25日、11月6日及び11月15日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議長～ 何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、専決処理に伴う 5 条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長 ～ 生産緑地の取得あっせんについて 3 件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

2 3 番

現地案内図は、2 6 ページ、2 3 番です。

2 4 番

現地案内図は、2 6 ページ、2 4 番です。

2 5 番

現地案内図は、2 7 ページ、2 5 番です。

所有者及びあっせん期限は議案書記載のとおりです。

以上でございます。

議 長 ～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。